

平成 2 9 年 第 1 回 定 例 会

都 市 建 設 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 秋 村 光 男

副 委 員 長 長 谷 川 章 悦

1 開催日 平成29年3月9日（木曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

議案第86号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	秋村光男	委員	木戸喜美男
副委員長	長谷川章悦	委員	里村誠悦
委員	天内慎也	委員	木下靖
委員	山本武朝	委員	丸野達夫

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	相馬政美	都市整備部参事	長井道隆
都市整備部長	金子牧子	水道部参事	伊藤三千雄
都市整備部理事	八戸認	都市政策課長	佐々木浩文
水道部長	相馬政人	水道部総務課長	一戸隆雄
水道部理事	澁谷修	交通部管理課長	今国弘
都市整備部次長	赤坂寛	建築指導課副参事	本堂史朗
都市整備部参事	岡山幸司	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	横内智徳	議事調査課主査	山内克昌
---------	------	---------	------

○秋村光男委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案1件について、ただいまから審査いたします。

議案第86号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第86号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の配付資料1ページ目をごらんください。

初めに、改正理由であります。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、同法で定められております適合性判定の手数料等を定めるため、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、まず、①の建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の設定についてであります。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が平成27年7月8日に公布され、建築物の省エネ性能の向上を図るための規制措置が平成29年4月1日に施行されることとなっており、これにより、2000平方メートル以上の非住宅建築物を新築・増改築する際に適合性判定が義務づけられることとなり、所管行政庁におきまして当該判定に係る業務への対応が必要となりますことから、青森市手数料条例別表4の許可等手数料欄に、資料1ページ下側にあります建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料を定めるものであります。

手数料の金額につきましては、表にありますように面積や計算手法、さらに建物用途により区分しており、計画に変更が生じた場合の手数料につきましても定めております。計算手法につきましては、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定されており、詳細な評価が得られる標準入力法と簡易な評価となるモデル建物法の2つがあります。建物用途についてありますが、工場・倉庫等につきましては、算定対象となる部分が少ないので、手数料が減額されているものであります。

一例を挙げますと、2500平方メートルの事務所ビルを申請する場合、上の表の2段目になり、モデル建物法により計算した場合は21万5000円、標準入力法により計算した場合は48万円となっております。

なお、当該手数料は、国土交通省が示した算定方法に基づき積算しており、青森県ほか、八戸市、弘前市と同額になる予定であります。

続きまして、資料2ページ目をごらんください。

②の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行による文言修正についてであります。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

の施行に合わせて改正される関係規定で、登録建築物調査機関に関する条項が廃止されること、条文にずれが生じること、さらには定義の整理が必要となりますことから、今回、手数料条例改正に合わせて改めるものであります。

施行期日につきましては、改正法の施行期日に合わせ、平成 29 年 4 月 1 日を予定しております。

3 ページ目以降の新旧対照表につきましては、ただいま御説明申し上げました内容を対比させたものであります。

以上、議案第 86 号につきまして御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○秋村光男委員長 それでは、これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、木下委員。

○木下靖委員 参考までにお聞きします。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の中で、この適合性判定というものは、具体的にどういった点について、どういう手法で判定がなされるものなのでしょうか。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 お答えいたします。

空調、換気、照明、給湯、昇降機、O A 機器等の設計一次エネルギー消費量を基準の一次エネルギー消費量で割り返して求められる数字が基準以内かどうかを判定するものが、建築物エネルギー消費性能適合性判定であります。

○秋村光男委員長 はい、木下委員。

○木下靖委員 わかったような、わからないようなというのがあるんですけども、その判定基準というものがあって、例えば、O A 機器や給湯器など、そういう個々の機器がその基準値よりも下であればというようなことであれば、何となくわかりますが、いろいろと今挙げられていたので……。

基本的には、それら個々の機器の設計上の値が基準値よりも下回っているかどうかの書類上の判定ということになるんですか。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 済みません。担当課から説明させていただきます。

○秋村光男委員長 はい、担当課お願いします。

○本堂史朗建築指導課副参事 建築指導課、本堂です。

今、委員の御質問の中でありました、どのような形で判定されているかということですが、基本的に建物の外皮や――外皮とは建物の皮ですが、壁や天井など、そういうもののエネルギーの消費、あと、先ほど部長がおっしゃった建物の中に入っている機器のエネルギーの消費、これを全て総括した上で定められているエネルギーの消費よりも低ければ適合しているというような

計算をすることになります。

詳しく言うと、建物の壁の厚さや、使っている断熱材の種類などを個々に入力していき、あとは照明器具や空調機器などのエネルギーの消費を全て勘案して合算した上で、省エネの基準値よりも下がっている場合は、適合性があるというような判断をいたします。

○秋村光男委員長 はい、木下委員。

○木下靖委員 そうしますと、書類上での判定審査ということになるんですね。

○秋村光男委員長 はい、担当課。

○本堂史朗建築指導課副参事 申請していただいた書類の審査になります。

○秋村光男委員長 はい、山本委員。

○山本武朝委員 そうすると、今後、こういう工場・倉庫等を新たに建てる事業者は、今のことを頭に入れて設計されると思うんですけども、例えば、給湯でも空調でも、それに適合した機種があって、また、その壁、断熱を考慮したものというのは、いわゆる設計士がそれなりに対応していただいているものでしょうか。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部長。

○金子牧子都市整備部長 担当課よりお答えさせていただきます。

○秋村光男委員長 はい、担当課。

○本堂史朗建築指導課副参事 実際には、設備設計士という方もいらっしゃいまして、そういうのも活用しながら、省エネ基準に適合するように設計はされております。あと、今回の適合判定の義務化なんですけれども、その義務化以前にも省エネ法の届け出はありましたので、そちらのほうで省エネの届け出自体は行っておりました。ただそれが、今回は義務化になりましたので、改めて適合判定に関する手数料が必要になったということでもあります。

〔山本武朝委員「はい、了解です」と呼ぶ〕

○秋村光男委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 查 終 了)